

鎌ご減第318号
令和5年(2023年)5月19日

自治・町内会長 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

令和5年度(2023年度)
鎌倉市3R推進事業計画書の提出について(依頼)

日頃より本市のごみ処理行政に格段の御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

3R推進事業奨励金制度につきまして、令和5年度(2023年度)も実施することとなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、各自治・町内会において、今年度も3R推進事業を実施していただく場合は、裏面「手続きの流れ」及び別紙「鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度事業マニュアル」を御確認いただき、「鎌倉市3R推進事業計画書」を御提出くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がありましたら、事務担当まで御連絡ください。

1 提出期限

令和5年(2023年)6月30日(金)まで

※期限までの提出が間に合わない場合は、事務担当まで御連絡ください

2 送付書類

- (1) 鎌倉市3R推進事業計画書
- (2) 鎌倉市3R推進事業計画書記入例
- (3) 鎌倉市3R推進事業変更計画書
- (4) 鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度事業マニュアル

【事務担当】

鎌倉市 ごみ減量対策課 小島、吉田

電話：0467-61-3396(直通)

FAX：0467-23-8700(代表)

Email: gomi@city.kamakura.kanagawa.jp

◆手続きの流れ

年度初め 令和5年(2023年)6月30日(金)まで

「鎌倉市3R推進事業計画書」を提出



年度を通して

鎌倉市3R推進事業計画書に基づき、3R推進事業を実施

※実施予定事業の変更など、提出した計画書の内容に変更がある場合は、
「鎌倉市3R推進事業変更計画書」を提出してください。ただし、実施
予定月の変更など、軽微な変更の場合は不要です



年度末 令和6年(2024年)2月末まで ※予定

「鎌倉市3R推進事業実績報告書」を提出

鎌倉市3R推進事業計画書

登録番号 ※市が記入します。

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

自治・町内会名.....

代表者住所 鎌倉市.....

代表者氏名.....

電話 ().....

次のとおり、令和5年度(2023年度)鎌倉市3R推進事業計画書を提出します。

世帯数

..... 世帯 ※4月1日現在の世帯数

事業計画	番号	実施予定事業 (↓該当する項目の□に✓し、実施予定月をご記入ください。)		対象事業例
	1	<input type="checkbox"/>月	市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会
2	<input type="checkbox"/>月	自治・町内会員による3Rに関する勉強会	会員を講師としたごみ減量に関する勉強会、分別に関する意見交流会等
3	<input type="checkbox"/>月	3Rを推進するイベントに関する事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)	マイ皿及びマイカップを用いた行事の開催、バザー(不用品交換会、フリーマーケット)の開催等
4	<input type="checkbox"/>月	3Rを推進する独自の啓発事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)	ごみの分別に関する会報の回覧、独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示、アンケートの実施等
5	<input type="checkbox"/>月.....月月.....月	クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業 ※年度を通じ、4回以上の実施が対象	間違いごみに関する指導、分別指導の張り紙掲示、クリーンステーションへの不法投棄対策等
6	<input type="checkbox"/>月	生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業	家庭での生ごみ減量の工夫(生ごみの水切り、計画的な食料品の購入等)に関する勉強会等
7	<input type="checkbox"/>月	生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業	生ごみ処理機使用者による勉強会、生ごみ処理機の紹介や使用者の感想等をまとめた資料の配布等

(注) 1 対象事業例については、別途事業マニュアルに定めます。

2 実施事業3及び4は、報告書提出時に事業内容の分かる資料を添付してください。(実施したイベントの案内、作成した会報及びポスター等)

令和5年6月5日

記入例

自治・町内会名 鎌倉市役所自治会

代表者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

代表者住所 鎌倉市御成町18番10号

代表者氏名 鎌倉 太郎

電話 0467(61)3396

次のとおり、令和5年度(2023年度)鎌倉市3R推進事業計画書を提出します。

世帯数

250

世帯 ※4月1日現在の世帯数

番号	(↓該当する項目の□)	対象事業例
1	<input checked="" type="checkbox"/> 6月	市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会 市職員を講師としたごみ施策や分別に関する説明会等
2	<input checked="" type="checkbox"/> 10月	自治・町内会員による3Rに関する勉強会 会員を講師としたごみ減量に関する勉強会、分別に関する意見交換会等
3	<input checked="" type="checkbox"/> 4月	3Rを推進するイベントに関する事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2) マイ皿及びマイカップを用いた行事の開催 バザー(不用品交換会) 3・4は、実施報告書の提出時に事業内容の分かる資料の提出が必要です。
4	<input type="checkbox"/> 月	3Rを推進する独自の啓発事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2) 独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示、アンケートの実施等
5	<input checked="" type="checkbox"/> 5月7月 9月12月	クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業 ※年度を通じ、4回以上の実施が対象 3回以下の場合には対象外です。 指導、分別指 ーンステー 策等
6	<input type="checkbox"/> 月	生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業 家庭での生ごみ減量の工夫(生ごみの水切り、計画的な食料品の購入等)に関する勉強会等
7	<input type="checkbox"/> 月	生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業 生ごみ処理機使用者による勉強会、生ごみ処理機の紹介や使用者の感想等をまとめた資料の配布等

(注) 1 対象事業例については、別途事業マニュアルに定めます。

2 実施事業3及び4は、報告書提出時に事業内容の分かる資料を添付してください。(実施したイベントの案内、作成した会報及びポスター等)

鎌倉市3R推進事業変更計画書

登録番号 ※市が記入します。

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

自治・町内会名

代表者住所 鎌倉市

代表者氏名

電話 ()

次のとおり、 年 月 日付け鎌 第 号により承認を受けました令和5年度(2023年度)鎌倉市3R推進事業計画を次のとおり変更します。

世帯数

世帯 ※4月1日現在の世帯数

事業計画	番号	実施予定事業		対象事業例
		(↓該当する項目の□に✓し、実施予定月をご記入ください。)		
	1	<input type="checkbox"/>	市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会月	市職員を講師としたごみ施策や分別に関する説明会等
	2	<input type="checkbox"/>	自治・町内会員による3Rに関する勉強会月	会員を講師としたごみ減量に関する勉強会、分別に関する意見交換会等
	3	<input type="checkbox"/>	3Rを推進するイベントに関する事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)月	マイ皿及びマイカップを用いた行事の開催、バザー(不用品交換会、フリーマーケット)の開催等
	4	<input type="checkbox"/>	3Rを推進する独自の啓発事業 ※報告書提出時に、事業内容の分かる資料の提出が必要となります。(注2)月	ごみの分別に関する会報の回覧、独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示、アンケートの実施等
	5	<input type="checkbox"/>	クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業 ※年度を通じ、4回以上の実施が対象月.....月月.....月	間違いごみに関する指導、分別指導の張り紙掲示、クリーンステーションへの不法投棄対策等
	6	<input type="checkbox"/>	生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業月	家庭での生ごみ減量の工夫(生ごみの水切り、計画的な食料品の購入等)に関する勉強会等
	7	<input type="checkbox"/>	生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業月	生ごみ処理機使用者による勉強会、生ごみ処理機の紹介や使用者の感想等をまとめた資料の配布等

(注) 1 対象事業例については、別途事業マニュアルに定めます。

2 実施事業3及び4は、報告書提出時に事業内容の分かる資料を添付してください。(実施したイベントの案内、作成した会報及びポスター等)

令和5年度(2023年度)
鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度事業マニュアル

1 鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度について

鎌倉市では、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進する事業を積極的に取り組む自治・町内会に対して奨励金を交付しています。

(1) 対象団体

鎌倉市地域のつながり課作成の「自治・町内会長名簿」に記載されている自治・町内会が対象です。

(2) 対象事業

本マニュアル2～4ページに記載の「3R推進事業」が対象です。

(3) 交付対象

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)2月29日までに、(2)に規定する事業を2つ以上実施した自治・町内会に対して、奨励金を交付します。

【3Rとは】

天然資源が大切に使われ、環境への悪影響が少ない社会・循環型社会を構築していくための取り組みとその優先順位を表した言葉、「Reduce(リデュース)＝ごみの発生抑制」、「Reuse(リユース)＝ごみの再使用」、「Recycle(リサイクル)＝ごみの再生利用」のそれぞれの頭文字をとって、3Rといいます。

2 奨励金の交付を受けるための手続きについて

(1) 事業計画書の提出

ア 令和5年(2023年)6月30日(金)までに、「鎌倉市3R推進事業計画書」を提出してください。なお、提出期限までに間に合わない場合は、事務担当までご相談ください。

イ 実施予定事業の変更など、提出した計画書の内容に変更がある場合は、「鎌倉市3R推進事業変更計画書」を提出してください。ただし、実施予定月の変更など、軽微な変更の場合は不要です。

(2) 実績報告書の提出

事業を実施後、「鎌倉市3R推進事業実績報告書」を提出してください。なお、一部の事業については、事業内容の分かる資料の添付が必要です。また、提出時期は令和6年(2024年)2月末を予定していますが、改めてお知らせします。

3 奨励金の交付について

(1) 交付額

本マニュアル4ページのとおり、令和5年(2023年)4月1日時点の「自治・町内会の世帯数を基準とした世帯数当たりの額」及び「事業の実施回数に応じた額」の合計を交付します。

(2) 交付方法

令和6年(2024年)5月末までに、実績報告書に記載の銀行口座に振り込みます。

4 対象事業

補助金の交付対象となる事業数の上限は、4事業までです。また、交付対象となるのは1事業につき1回のみです。何度実施しても、2回目以降は交付対象になりません。

事業番号1 市職員を講師とし、自治・町内会で実施するごみ施策等の説明会

○対象となる事業の内容

- ・市職員を講師とした、ごみ施策やごみの分別に関する説明会
- ・ごみ施策やごみの分別に関する説明動画の視聴 など

○説明会の申し込みは、ごみ減量対策課への電話又は窓口で受け付けいたします。

○計画書及び報告書の確認の都合上、令和5年(2023年)7月1日から令和6年(2024年)1月31日までの日程での御協力をお願いいたします。

○説明動画は、夏頃に公開予定です。公開後、改めてお知らせいたします。

事業番号2 自治・町内会員による3Rに関する勉強会

○対象となる事業の内容

- ・自治・町内会内でのごみの分別に関する意見交換会
- ・廃棄物減量化等推進員によるごみ減量に関する勉強会
- ・鎌倉市公式note(下記QRコード)を参考とした勉強会 など



▲細かすぎる!鎌倉市のごみ分別、その理由とは?



▲「容器包装プラスチック」分別して出した後、どうなるの?



▲植木剪定材がチップに生まれかわるまで
～緑の資源の地産地消～

○ごみ処理施設などの施設見学を兼ねた勉強会は、交付の対象になりません。

事業番号3 3Rを推進するイベントに関する事業

○対象となる事業の内容

- ・マイ皿やマイカップを用いた行事の開催
- ・不用品交換会やフリーマーケットの開催
- ・体育大会でごみ分別競争や分別クイズなどを実施
- ・お祭りでごみの分別啓発コーナーの設置 など

○実績報告書を提出する際に、イベントの案内や体育大会のプログラムなど、事業内容の分かる資料の添付が必要です。

事業番号4 3Rを推進する独自の啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・ごみの分別に関する会報の回覧
- ・独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示
- ・ごみに対する意識調査、実態把握等を目的としたアンケートの実施
- ・ミックスパー排出用の紙袋の回収ボックスの設置
- ・アルミ缶の自主回収 など

○掲示物については、掲示開始日が実施月日となります。

○実績報告書を提出する際に、会報やカレンダーの写しや事業に関するお知らせなど、事業内容の分かる資料の添付が必要です。

事業番号5 クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・ごみ出しのマナーが悪いクリーンステーションの見回り、指導
- ・ごみの分別間違いが多いクリーンステーションに正しい分別を啓発する張り紙を掲示
- ・クリーンステーションへの不法投棄に対する指導 など

○令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）2月29日まで、定期的に4回以上実施された事業が対象です。

○掲示物については、掲示開始日が実施月日となります。

事業番号6 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・家庭での生ごみ減量の工夫（生ごみの水切り、計画的な食料品の購入）に関する勉強会
- ・生ごみを家庭で処理する方法（土に埋める等）についての勉強会
- ・独自に作成した、生ごみ減量の方法について事例を取りまとめた資料の回覧 など

○生ごみの減量に関する勉強会は、**事業番号1**と同日に市職員が説明した場合、交付の対象になりません。

事業番号7 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・生ごみ処理機の利用者による使用方法についての勉強会
- ・自治・町内会で作成した生ごみ処理機についての掲示物の掲示
- ・生ごみ処理機の利用者の感想をまとめたチラシの回覧
- ・自治・町内会で使用している生ごみ処理機を用いた勉強会 など

○生ごみ処理機に関する勉強会は、**事業番号1**と同日に市職員が説明した場合は、交付の対象になりません。

対象外の事業

- 子供会や老人会による事業など、自治・町内会が参加しない事業
- クリーンデーにおける清掃活動など、清掃を目的とした事業
- 市や事業者が作成したパンフレットなど、自治・町内会が独自に作成していない資料の回覧を目的とする事業
- 生ごみ処理機の貸与や、補助金の交付を受けたリユース食器の使用など、市の補助等を受けている事業。ただし、貸与を受けた生ごみ処理機を用いて勉強会等を行う場合は、交付の対象となります。

5 交付金額

自治・町内会の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 (年額)	実施回数割 (1回あたり) ※交付の上限は4回まで
200世帯以下	10,000円	3,000円
201世帯以上400世帯以下	20,000円	
401世帯以上600世帯以下	30,000円	
601世帯以上800世帯以下	40,000円	
801世帯以上1,000世帯以下	50,000円	
1,001世帯以上1,200世帯以下	60,000円	
1,201世帯以上1,400世帯以下	70,000円	
1,401世帯以上1,600世帯以下	80,000円	
1,601世帯以上1,800世帯以下	90,000円	
1,801世帯以上2,000世帯以下	100,000円	
2,001世帯以上2,200世帯以下	110,000円	
2,201世帯以上	120,000円	